

○ 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第八十九号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第三百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（安全管理者）            第十一条（略）            2（略）            （削る）</p> <p>（衛生管理者）            第十二条（略）            2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。</p> <p>（元方安全衛生管理者）            第十五条の二（略）            2 第十一条第二項の規定は、元方安全衛生管理者について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該元方安全衛生管理者を選任した事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第一百五條 削除</p>	<p>（安全管理者）            第十一条（略）            2（略）            3 労働基準監督署長は、前項の規定により安全管理者の解任を命じようとするときは、あらかじめ、事業者及び当該安全管理者にその理由を通知し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>（衛生管理者）            第十二条（略）            2 前条第二項及び第三項の規定は、衛生管理者について準用する。</p> <p>（元方安全衛生管理者）            第十五条の二（略）            2 第十一条第二項及び第三項の規定は、元方安全衛生管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「当該元方安全衛生管理者を選任した事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞）            第一百五條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十四条の四、第五十三条第二項（第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む）、第五十四条の五第二項、第五十六条第六項、第七十四条第二</p>

項、第七十五条の十一第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。